

# 電気と管理

一般社団法人 東北電気管理技術者協会

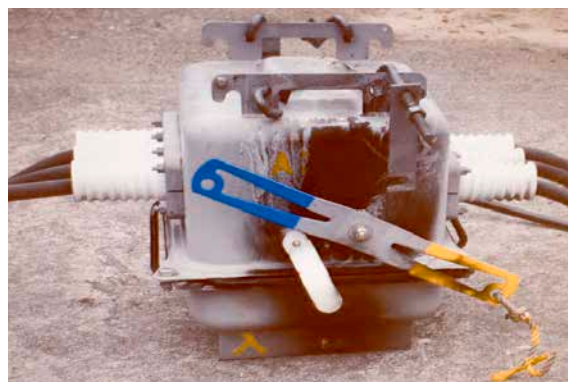
## 関東東北産業保安監督部への報告項目について

電気事故等が発生した場合、電気事業法の電気関係報告規則第3条により関東東北産業保安監督部東北支部へ報告しなければなりません。報告しなければならない項目等を記載致しますので、ご確認をお願い致します。尚、報告は自家用電気工作物の設置者が行うこととなります。

### 1. 電気事故の場合の報告

NO	項目	内容	報告期限
1	死傷事故時	感電又は電気工作物の破損もしくは誤操作等で人が死傷した場合（死亡または入院した場合）	速報は24時間以内 詳報は30日以内
2	波及事故	自社の電気工作物が原因で周りの地域が停電する事（雷での事故も含む）	
3	電気火災事故	電気工作物に起因する火災（工作物にあっては、その半焼以上の場合）	
4	電気工作物に係る物損等事故	自社の電気工作物の損壊等で他の物件に損傷を与え、または機能を損なわせた場合	
5	主要電気工作物の損壊事故	報告規則第1条2項第4号に定められた電気工作物が対象（主なものとして出力50kW以上の太陽電池発電所等）	
6	電気工作物に係る社会的影響を及ぼした事故	電気工作物で使用している油等が構外に排出、又は地下に浸透した場合等	

落雷



雷により破損し波及事故となった高圧開閉器

波及事故等が発生しますと賠償問題になる恐れがあります。経年劣化した機器は計画的に更新をお願いします。

## 2. PCBが検出された場合の報告

PCBは健康被害を発生させる有害物質です。PCB含有機器は廃棄処理期限が定められていますので、該当機器有無の調査とPCB含有濃度などの分析をしなければなりません。

### PCB含有機器の場合の一例

NO	項目	内容	届出期限	備考
1	PCB含有電気機器保有	PCB含有電気機器がある場合 ・設置等届出書 ・廃止届出書	判明した後 遅滞なく	<ul style="list-style-type: none"> <li>変圧器やコンデンサー等の絶縁油にPCBが含有している場合。</li> <li>既に使用届が出されている事業場を譲渡した場合。</li> </ul>
2	設置者情報等の変更	設置者または事業場の名称や所在地に変更があった場合	変更した後 遅滞なく	
3	PCBの漏出事故	絶縁油が構外に排出、または地下に浸透した場合	事故の発生後 可能な限り 速やかに	県にも同様に届出が必要になります。



廃棄処理の詳細は  
環境省のHPを  
参照してね！

注2) PCB廃棄物処理に係る詳細は下記URLでご確認ください。

環境省：

<http://www.env.go.jp/recycle/poly/pcb-pamph/full8r.pdf>



古い低圧コンデンサー

現在は使われていませんが、工場内に置かれたままとなっています。



変圧器の一例



- \* 現在行政側ではPCB含有機器の適正処分を推進するために、該当機器有無の調査を行っています。
- \* 不明な点や詳細内容につきましては当協会の電気管理技術者にご相談下さい。

未報告や虚偽報告の場合、行政処分や罰則が適用される場合がありますのでご注意ください。